

平成28年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第5号

---

平成28年6月6日(月曜日)午前10時00分 開 議

---

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	14番	小座野定信君
7番	田谷文子君	15番	矢口龍人君
8番	古橋智樹君	16番	藤井裕一君

---

欠席議員 なし

---

出席説明者

市 長	坪井透君	環境経済部長	田崎清君
副 市 長	横瀬典生君	土木部長	渡辺泰二君
教 育 長	大山隆雄君	上下水道部長	堀口家明君
理 事	西山正君	会計管理者	山本高光君
理 事	板垣英明君	教育部長	飯田泰寛君
市長公室長	木村義雄君	消 防 長	井坂沢守君
総務部長	小松塚隆雄君	農業委員会事務局長	高田忠君
市民部長	根本一良君	監査委員事務局長	槌田浩幸君
保健福祉部長	金田克彦君		

---

出席議会事務局職員

議会事務局	局 長	櫻井清
〃	補 佐	神野厚
〃	係 長	小池陽子
〃	係 長	齋藤邦彦

---

議事日程第5号

日程第 1 一般質問

(1) 中根光男 議員

日程第 2 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて

- 承認第 3 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
承認第 4 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
承認第 5 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
議案第 37 号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 38 号 かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 39 号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について  
議案第 40 号 平成 28 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 1 号）  
議案第 41 号 平成 28 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 42 号 災害対応特殊救急自動車の取得について  
日程第 3 議案第 43 号 市道路線の認定について  
日程第 4 請願第 2 号 市立さくら保育所の維持・継続を求める請願書

#### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 一般質問  
(1) 中 根 光 男 議員  
日程第 2 承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
承認第 3 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
承認第 4 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
承認第 5 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
議案第 37 号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 38 号 かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 39 号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について  
議案第 40 号 平成 28 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 1 号）  
議案第 41 号 平成 28 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 42 号 災害対応特殊救急自動車の取得について  
日程第 3 議案第 43 号 市道路線の認定について  
日程第 4 請願第 2 号 市立さくら保育所の維持・継続を求める請願書

---

本日の一般質問通告事項一覧

通告 順	通 告 者	質 問 主 題
		(質問の区分)
(1)	中根光男	1. 小中学校に看護師配置について
		2. 住宅の照明LED化に対する一部補助について
		3. 改正公選法が成立し、今回の法改正により、自治体の投票所が新たに設置できるようになるが、認識について
		4. 認知症の疑いをチェックするタッチパネル機器の導入について

開 議      午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は、16名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。

傍聴受け付けの際にお渡しをいたしました傍聴章の裏面に記載されております注意事項を遵守し、お静かに傍聴していただきますようお願いいたします。

日程第 1 一般質問

○議長（藤井裕一君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

12番 中根光男君。

[12番 中根光男君登壇]

○12番（中根光男君）

おはようございます。

平成28年第2回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

4月に発生した熊本、大分地震により多くの方々が被災され、今も余震が続く中、避難所生活をされている皆様方に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を願っております。

当市においても、万一の災害発生に備えて建物や構造物の安全性の向上、防災施設の整備、必要物資の整備、避難・救援対策を総合的に実施しなければなりません。そのためには、防災意識の啓発や自主防災組織の育成などのきめ細かな施策も重要であります。国民保護法が施行され、有事における総合的防災施策も具体的に検討していただきたいと思っております。

さらには、広域による相互援助体制のさらなる推進も図る必要があります。市民の生命、財産を守るため、計画に基づいて防災力の強化も重要であります。また、有事における迅速な広報活動、情報伝達についても、問題点を検討する必要があります。

以上の点を心して推進していただきたいことを強く要望いたして、一般質問に入ります。

最初に、小中学校に看護師を配置についてお伺いをいたします。

4月1日施行された障害者差別解消法を踏まえ、文部科学省は、これまで特別支援学校を対象としていた看護師の配置補助について、新たに公立の小中学校を加えました。近年、医療技術の進歩や在宅医療の普及を背景に、公立の小中学校では、日常的にたんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要とする子どもがふえております。

文科省は、2016年度予算に看護師配置事業として7億円を計上いたしました。国は、地方自治体に対しまして3分の1を補助する内容となっており、学校に配置される看護師は、たんの吸引や経管栄養などの医療行為を実施するほか、医療的ケアが必要な児童に携わる教員の指導や保護者の相談対応、主治医との連携などを行うようになっております。公立の小・中学校における医療的ケア体制の整備に取り組むことが急務でございます。

1、特別支援学校を対象としていた看護師の配置補助について、新たに公立の小中学校への配置についても補助することが決定されましたが、内容の認識についてお伺いをいたします。

2、配置する場合の実態調査について。

3、今後の具体的な取り組みについてお伺いをいたします。

次に、住宅の照明LEDに対する一部補助についてをお伺いをいたします。

阿見町では、住宅にLED照明を設置する際の費用を一部補助する事業が好評を博しております。開始から1年が経過し、年間500件を目標にしておりましたが、それを大幅に上回る979件の申請があり、今年度は2倍となる事業費1000万円を計上いたしました。町によりますと、高齢者世帯から申請が相次いでいるとの話がありました。LEDは、蛍光灯に比べて5倍長持ちするとされ、照明を交換する負担を軽減できますし、またこの補助は、町内の家電販売店や電気工事店で購入した場合に限るとしてありまして、家計の負担軽減や地域活性化に大いにつながっているとのことであります。

当市としても、阿見方式を参考に導入するのか、また別の視点でひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、また障害者の世帯を対象とした独自の取り組みについて導入するのか、検討した上で結論を出していただきたいと思っております。

1、補助制度については多くの市民から要望があり、実施に向けた取り組みについて建設的な答弁を求めます。

2、実施する場合の参考例として、阿見町は1年前より実施しており、家計への負担軽減、地域活性化へとつながっておりますので、実現を前提に検討していただきたいと思っております。

次に、改正選挙法が成立し、今回の法改正により自治体の投票所が新たに設置できるようになるが、認識についてをお伺いをいたします。

国政選挙や地方選挙の投票率向上のため、駅やショッピングセンターなどに設けられる共通投票所でも投票ができるようにする改正公職選挙法が、4月6日、成立いたしました。今回の参議院選から適用されることになっております。

今回の法改正により、自治体は既存の投票所に加え、駅や商業施設など利便性の高い場所に共通投票所を設置できるようになり、各投票所をオンラインで結び、選挙人情報を共有することで二重投票を防止する内容となっております。このほか、これまで原則として認められなかった18

歳未満の児童・生徒の投票所への同伴を解禁いたしました。改正前は、幼児、やむを得ない事情がある者としていた要件を大幅に緩和いたしました。今回、選挙権年齢の18歳以上の引き下げにより、若者の投票率向上の観点から、自治体の対応が求められているところであります。

国政選挙や地方選挙の投票率向上のため、駅やショッピングセンターなどに共通投票所を設置して投票できるようになるが、自治体は既存の投票所に加え、利便性の高い場所に設置できますが、検討しているのかどうか、お伺いをいたします。

2、今後の具体的な取り組み計画についてお伺いをいたします。

次に、認知症の疑いをチェックするタッチパネル機器の導入についてお伺いをいたします。

兵庫県の播磨町は、音声ガイドに従って物忘れや認知症の疑いをチェックするタッチパネル式の機器を導入いたしました。高齢者から好評を博しているとのことでもあります。チェックは、消えた言葉をすぐ入力する言葉の即時再認やきょうは何曜日かを確認する日時の見当識、違う角度から見た図形を選ぶ図形認識など計8問、15点満点で結果が示されるようになっており、12点以下の場合には、物忘れが始まっている可能性が疑われますとメッセージが表示されるとともに、地域包括支援センターへの相談も促すようになっております。認知症の早期発見や予防にも役立つものと思っております。

1、認知症の疑いや物忘れのチェックは必要であり、地域包括支援センターや市役所、その他公共施設に設置することで早期発見でき、市民の安全が確保されると思いますが、認識と必要性について。

2、機器の調査及び今後の取り組みについてお伺いをいたします。

以上で第1回の質問を終わります。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

中根議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目、小中学校への看護師配置については、教育部長から答弁をさせていただきます。

次に、2点目、住宅照明LED化に対する一部補助についてお答えをいたします。

議員ご提案の住宅用LED照明への助成は、地球温暖化対策として照明の省エネルギー化を支援することによって、家庭におけます電力使用量の削減及び温室効果ガスの排出抑制が図られ、期待される効果としては、消費電力が少ないことによりCO<sub>2</sub>排出量の削減や電気代負担の軽減、照明の寿命が長いことによるごみの減量化、省エネルギーの照明を導入することによりまして節電意識の高揚等、多くの効果が期待されているところであります。

本市におきましては、地球温暖化対策の一環として、市民への新エネルギー導入を促進するために、設置費用が高額な住宅用太陽光発電システムの助成を行ってきたところであります。現在は、住宅リフォーム資金の助成制度によりまして、引き続き太陽光発電システムの導入を推進しているところでございます。

家庭向けの省エネルギー、省CO<sub>2</sub>対策につきましては、LED照明もその一つではございますが、ほかにも省エネタイプの家電製品が多数ありますので、近隣市町村の動向を見ながら長期的な展望に立って考えてまいりたいと考えています。ご理解をいただければというふうに思っております。

次に、3点目、公職選挙法については総務部長から、4点目、認知症チェックに係るタッチパネル機器については保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

**○議長（藤井裕一君）**

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

**○教育部長（飯田泰寛君）**

私からは、1点目、小中学校の看護師配置に関する3点のご質問にお答えをいたします。

まず、制度内容の認識についてのお尋ねがございました。

平成28年4月、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が施行されました。ご案内のとおり、この法律は国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定められているものでございます。全ての人々が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としているものでございます。

この法律を踏まえまして、議員ご指摘のとおり、文部科学省はこれまで特別支援学校を対象としていた看護師の配置補助について、新たに公立の小中学校も補助の対象といたしました。これは、医療技術の進歩や在宅医療の普及を背景に、公立の小中学校で日常的に、例えばたんの吸引、経管栄養などの医療的ケアの必要な児童・生徒がふえている現状に鑑み、安全・安心な体制を整備するための看護師を配置する市町村に対しまして、国及び県からそれぞれ費用の3分の1の補助金が交付される制度であると承知をしてございます。

次に、配置する場合の実態調査についてのご質問にお答えをいたします。

議員からのご質問をいただきまして、この5月末に市内の公立小中学校に通う児童・生徒を対象に、医療的ケアを必要とする児童・生徒がいるか、学校に聞き取り調査を実施いたしました。現在のところ該当する児童・生徒はおりませんでした。

最後に、今後の具体的な取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

全国的に、医療的ケアが必要な児童・生徒の公立小中学校への就学希望者は、高まる傾向にございます。当市におきましても、現在は該当する児童・生徒はおりませんが、今後就学を希望する児童・生徒が出てくることも考えられます。安全・安心な教育の充実に向けまして、必要性を含め検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

**○議長（藤井裕一君）**

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

**○総務部長（小松塚隆雄君）**

中根議員のご質問3点目、共通投票所の設置並びに今後の具体的な取り組み計画についてお答

えをいたします。

議員ご指摘のとおり、公職選挙法の一部を改正する法律が平成28年4月11日に公布されまして、7月に予定をされております参議院議員通常選挙から、選挙当日において既存の投票区とは別に、市内のいずれの投票区に属する選挙人も投票できる、いわゆる共通投票所を設置することが可能となったところでございます。

駅の構内やショッピングセンターなど、頻繁に人の往来がある施設に設置をすることで、有権者にとって利便性の高い投票所で投票できるようになり、投票環境の向上にもつながるものと認識をしております。投票環境及び投票率の向上という観点からは、この共通投票所の設置のみならず、商業施設等への期日前投票所の設置なども挙げられ、どちらも有効な方策であると考えております。

期日前投票所につきましては、茨城県内でも既に北茨城市選挙管理委員会で商業施設内の駐車場に期日前投票所を設置している事例があり、昨年度中に労働団体から設置促進に関する意見を頂戴したこともありまして、先月、選挙事務担当者が視察調査を行っております。

なお、今後の具体的な取り組み計画についてでございますが、共通投票所の設置に当たりましては、特に二重投票を防止するために投票所間で有権者の投票済み情報を共有する仕組みを構築することが必要不可欠でありまして、投票当日の投票所数は市内33カ所と多いことから、投票所間のネットワーク構築が課題となっております。

今般の参議院議員通常選挙におきましては、共通投票所を設置するには検証するまでに時間がかかることから、それ以降に安全性を確保できるネットワークの構築を十分に検証するとともに、地域の実情などを踏まえながら工夫を凝らし、選挙人が選挙を身近なものとして感じ、明るい雰囲気の中で投票できる環境が整えられますよう、十分に調査研究をしてまいりますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

#### ○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

#### ○保健福祉部長（金田克彦君）

中根議員4点目の認知症の疑いをチェックするタッチパネル機器の導入について、1番の認識と必要性、次いで2番の機器の調査及び今後の取り組みについてご質問にお答えをいたします。

厚生労働省では、認知症の人の意志が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、認知症施策推進総合戦略を策定されており、その中でも65歳以上の高齢者の4人に1人が、認知症の人またはその予備軍とも言われております。今後、さらに増加すると予想される認知症の予防には、早期発見、早期治療が重要であることから、議員ご指摘の本人みずから手軽に認知症の疑いをチェックすることは大変大事なことと考えております。

タッチパネル式の機器につきましては、出題される問題に答えるだけで脳の健康状態を気軽にチェックできることから、操作性や設置に係る経費面など調査を行いまして、市民の方が利用しやすい設置場所を検討し、認知症の疑いのある人を早期に発見し、適切な支援につなげていくとともに、認知症を正しく理解していただけるよう、努めてまいりたいと思っております。

以上、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

最初に、小中学校に看護師配置についてでありますけれども、これは間接的な情報で私も確認はまだしていませんけれども、医療的ケアに近い子がいるという話も伺っておりますので、詳細についてはまた後で個人的に詰めていきたいと思っておりますので、この辺はまたよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、2番目のLEDの一部補助についてですけれども、阿見町に私も何度も連携なり、連絡をとりました。そういう中で、阿見町は1年前から一部補助を実施したという経過がありまして、茨城県ではまだ最初であります。第1号であります。しかしながら、阿見町の天田町長の話によりますと、やはり町民からかなりの要望があったということで要望書なり、また議会からもそういう声が上がって、議会でも本当に必要性を認めた中での予算の組み立てに至ったという話も伺いましたけれども、やはり阿見町では、特に高齢者の要望が多かったという話も伺いました。

これは、期間として約3年間の期限を区切つての一部補助なわけでありまして、当市は本当はどのくらいの予算が必要なのかなど、少ないのか多くなるのか、まったく予想がつかなかったらしいんですけれども、思った以上に市民から要望がございまして、4,000円以上が補助対象になるということなんですね。上限がマックスで2万円、例えば10万使用したとしても2万しか補助金は出ないという内容にはなっておりますけれども、やはりこの予算の件でもどうしたらいいかということ考えたそうであります。

そういう中で、私は今、市長からの答弁で近隣の市町村の動向とか、これは執行部の決まり言葉でありまして、近隣の町村の動向ということは、裏を返せば結果的にはすぐやらないという、また長期的展望なんていうのは、いつやるかわからないというような、そういう逃げ口上の答弁にしか私には聞こえません。

天田町長の話によりますと、やはり政治的決断とっては大げさな話でありますけれども、財源をいかにして確保するかというのがまず大事だと申していました。私が、一応財源をどこから生み出すのかという提案をしたいと思うんですが、まずこれは私が前から提案し、執行部にも話していることなんですが、土地の借り上げ料、これが高水準に推移しているわけです。これをやったら、LEDの何倍もの財源が生み出せるんですね。これは、1カ所だけやったらまずいんです。やるんだったら市全体、総体の土地の借り上げ料の見直しをやるべきなんですね。これをなぜやらないのか。私は、いろいろと貸している人との関係で難しい問題も生じているのかと思っておりますけれども、やはり緊迫した財政状況の中では、どこかで切っていくしかない。自主財源をいかに確保していくのかというそういう原点に立っていないと、私は濡れ手で粟の金は出てこないと思うんです。だから、そのようにやはり努力をしていくこと、また不用額もかなりの金額の不用額がある。やはり、不用額が多いということは、市民サービスの低下ということなんですね。

そういうことで、やはり財源をいかに生み出していか、こういうことをまず努力するという

ことが大事なんです。あとは、補助金の公平性ということも大事だと思います。それから、私は阿見方式を100%取り入れるというばかりじゃなくて、かすみがうら市独自の、例えば補助金上限を1万だって私はいいと思うんですよ。そのように、やはり独自の工夫をして、余り財政に負担がかからないようなそういうことを試行錯誤して、実現可能なことを模索していく。これが、私は執行部の責任であり、使命であると思うんです。

ただ、財源が厳しいからという話をされますけれども、厳しいのは私も承知の上であります。厳しいからこそ、私はいかに財源を捻出していくかということが原点になれば、市民サービスの低下につながってしまうと思うんです。これ、民間企業だったら大変ですよ。倒産になっちゃいますよね。やはり、民間だって必死になって、いかにして利益を上げていくか。大企業でも、大変な赤字続きの企業がたくさんございます。そういう中で、親方日の丸のそういうような行政というのは、なかなかそこまで真剣になって捉えないところがあると思うんですけれども、そういうふうなことも含めて、ぜひとも市長これ、私はきょう、あしたやれという意味で発言しているわけじゃなくて、私も定期的に市民懇談会を年6回ぐらい行っております。そういう中で、60名以上、多いとき80名ぐらい参加されますけれども、そういうもとに、私は市民の声を代弁して一般質問している内容が多くなっております。

やはり、小さな積み重ね、現場の不満、そういう小さなことに応えられることは応えていく、これが私は大事なことなのかなと思うんです。大きなことも大事ですよ、確かに。大きな枠も大事なんですけれども、ちょっと努力すれば実現できるということに対しては努力するという姿勢、これが市民から見ていかに頼もしくて、また本当にありがたいかということだと思うんです。そのほか、補助金制度はたくさんございますけれども、私は今すぐ、きょう、あしたというんじゃないで、創意工夫してそういう財政との話し合い、また財源の確保も含めてぜひともこれは実現したいと、私は決意をしていることでもありますので、市長に再度またどのように、長期的展望と言うんだから市長は今すぐやらないという答えだと思うんですけれども、私が今話したことに対してどのように感じているか、再度伺いたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

中根議員の住宅LED補助に対する大変力強い熱意の感じられる再質問でございます。

ご案内のように、去年は公共の街灯6,000灯以上全部LEDにしまして、環境の面あるいはまた省エネ、CO<sub>2</sub>削減、いろんな意味でその必要性は感じるところであります。そういった中、すぐに難しい課題もございます。それは、確かに阿見のように先験的にやることによって話題性、それから先駆性という面で非常に有効な面もあるかと思っておりますけれども、補助金の必要性とかそれから妥当性、有効性、公平性、そういった視点に立って、さまざまな形からちょっと研究をさせていただきまして、どんな形で対応ができるのか。それも含めて研究させていただきますので、ご理解をいただきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それでは、いろんな形で協議、検討していただいて、やはり財政に負担のない補助金制度の確立をお願いしたい。これは、要望として申し上げておきたいと思います。

次に、3点目が改正選挙法の件でありますけれども、この件について、改正選挙法が成立して、今回の法改正により自治体の投票所が新たに設置できるようになるが、認識についてお伺いしますという内容で質問させていただきましたけれども、まず、土浦市はイオンモールに期日前投票所を今回設置する内容になっております。土浦市の場合には、土浦市のスペースがありましたから、割と予算のほうも100万かからないでできたという話も聞きました。五、六十万なんですかね、割と安い予算で設置できるという話も伺いましたけれども、かすみがうら市の場合には、なかなか設置場所も難しいんですが、私の提案としては、まず今回どうしても間に合わないということでもありますけれども、これは具体的に協議、検討されたんでしょうか。ただ、最初から、頭からやらない、今回は見送りだという考えでそのように結論を出したんでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

先ほどお答えをしましたように、北茨城市の事例を調査するなど、検討は続けてまいりました。議員ご指摘のように、土浦市で設置をされます期日前投票所が、ショッピングモールの建物内に設置をされるということでございます。建物の一角を借用する場合の設置費用ということでは、約50万円というふうにお聞きをしておりますが、一方でプレハブを設置する方法ですと、そのプレハブのレンタル料が発生するということが見込まれております。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それで、今回どうしても間に合わないということであればやむを得ないと思うんですが、提案といたしまして、私としては、設置場所については千代田ショッピングモールあたりが一番若者が集いますし、また地域的、場所的にも一番私は適当ではないかと、個人的に判断をしているわけですけれども、市のほうは、その設置場所については、そういう検討なりはされていますでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

議員のご指摘のように、市内の商業施設ということでは、千代田ショッピングモールは代表的な商業施設ということが言えようかと思います。この場合も、やはりプレハブの設置が必要になるかなというところと、あと設置数を見ますと、本市と同規模の市ですと、おおむね合併前の市町村数を設置しているような例が多く見受けられますけれども、本市では旧町地区として両庁舎で実施をしていたところ、中央出張所を追加しまして現在定着をしております。この中央出張所との位置の関係もございまして、設置数と位置、こういったところも慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

場所については、できれば私は千代田ショッピングモールが、これは私個人ばかりじゃなくて、何人かの人にも伺いました。アンケートとまではいきませんが、20名前後だったと思いますけれども、ショッピングモールに来られた若い人、18歳から20歳前後の方々も、特に若い方に私は個人的に伺いました。そうすると、千代田ショッピングモールあたりが一番買い物も来るし、若者が集う場所だから割といいんじゃないですかという声が大半でありました。

だから、私はこの千代田ショッピングモール、次の国政選挙、地方選挙に向けた準備態勢というのを、オンラインも含めて今からやれば十分間に合うわけでありまして、予算のほうも十分確保できると思いますので、そういう中で次の選挙に向けた準備態勢をお願いしたいと思うんですが、その辺の考えはどうでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

北茨城市の商業施設の例でございますけれども、こちらの投票所の場合は、既存の投票所のうち交通アクセスなどの課題があり、投票者が少なかったことから、幹線道路に面した商業施設内にプレハブを設置いたしまして、移設という形で期日前の投票所を設置したということでございます。

ただし、本市の場合は、中央出張所がある程度期日前の投票所として定着をしているという現状がございますので、その辺との兼ね合いもございます。地元の意向等も確認をさせていただきまして、検討をさせていただければと思います。よろしくご理解のほどお願いします。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

これは、要望として最後に申し上げますけれども、やはり今回選挙法が改正されまして、18歳が選挙投票に、二十前じゃなくて18歳以上になったわけですね。ということは、やはり若者の投票率がどれだけ向上するかという部分が、一番これはポイントになると思うんです。今回の選挙が終わった後、データをいただきたいと思うんですが、18歳の方で何名ぐらい投票したというのは、大体データのほうで出ると思いますので、やはり投票率の向上という観点で私は話しているんでありまして、気軽に、そして気を使わないで投票に行けるという若者のそういう心理を考えた場合には、私はそういうことも一つの策かなと思いますので、その辺も再度慎重に検討していただいて、聞き取り調査も含めて、どうか決定をしていただきたいと思います。

次に、4点目、認知症の疑いをチェックするタッチパネル機器の導入についてですけれども、やはりこのタッチパネル機器を導入する場合に、市内私は最低でも4カ所は必要なのかなと、あとは状況を見てまたふやしていくということも大事でありますけれども、まず千代田庁舎、そして霞ヶ浦庁舎、あじさい館、そして働く女性の家と、最低でも4カ所は必要じゃないかと思っておりますので、やはりこの機械を導入する場合であっても、リース方式を導入すれば月数万で多分足りるのかなと私は思いますので、部長、この辺調査をお願いしたわけですが、今後の取り組み

みとそれから機器の状況、簡単で結構ですから伺います。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

それでは、中根議員さんのご質問にお答えをいたします。

まず、費用のほうなんですけれども、この手の先ほど紹介のありました町のほうでの機器につきましては、買い取りですと約50万かかるというようなことでございます。また、あとリースにつきましては、これは制約があるようなんですが、5年間の使用というようなことが条件になっているようなんですが、その場合、1台月1万1000円程度というようなことでございます。

また、中根議員さんがご指摘をいただきましたことにつきましては、高齢者のみならず若い方にも、日常生活の中で物忘れが多くなったと思うようなとき、またそういうようなときに身近なところで手軽に自己判断ができれば、自身の健康状態を考えるきっかけにもつながり、また早期の治療、予防にも役立つものと捉えて考えております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それでは、機器の導入を前提に、これはリース方式でお願いしたいと思うんです。幾らでもないですから、リースだったらね。そういう形で、これはやはり予防にもつながりますし、市民の健康にもつながっておりますし、介護予防にもつながっていくと思うんですね。

だから、私も物忘れが非常に進んでいる状況だと思うんですけれども、15点のうち12点をとらないと、これは物忘れが始まっているというんですから、非常にハードル高いですね。私は10点もとれないのかなと思うんですが、そういう中で、自分の今の実態がこの機器によって非常に把握できると思うんです。だから、市役所なりあじさい館なり、用事があって来たときに、簡単に操作できて、簡単に自分の今の状況というのが把握できますので、今の自分はこういう状況なんだ、そのことによって地域包括支援センターに相談に行ったり、また医者に相談に行ったりとかというような事前の対策ができると思うんです。

だから、費用対効果の観点から見た場合には、非常に安い費用で効果は大であると、私はこのように思っておりますので、どうかこれは導入を前提にお願いしたいと思うんですが、市長、どうですか。どのように思いますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

先ほど、金田部長から答弁させていただきましたとおり、いろいろ前向きな検討をさせていただきますので、そういうところでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

前向きということはやるということですので、ぜひとも機器導入を早急に手配していただいて、部長、責任を持って、そして早く配置していただいて、入ったら私一番でやりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時41分

---

再 開 午前10時51分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第 2 承認第2号ないし承認第5号及び議案第37号ないし議案第42号

○議長（藤井裕一君）

日程第2、承認第2号ないし承認第5号及び議案第37号ないし議案第42号の10件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。

発言の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

議案質疑について、まず本会議での議案質疑は1回と、2回目、3回目はないということになりました。そういう意味では、答弁のほうは十分に市民にわかるように説明していただきたい。2回目、3回目にならないように、逆に十分な説明を求めたいと思います。

まず最初は、承認第3号であります。

承認第3号については、よくよく見ましたら、新旧対照表がございました。この新旧対照表を見ますと、不服申し立ての件がありました。そして、もう一方は審査請求という文言があります。これは、改正前は「他の書類の提出（不服申し立てに関するものを除く）」ということ、今度は、改正後は「他の書類の提出（審査請求に関するものを除く）」というふうにあります。これについて、不服申し立てと審査請求にかかわるものということについて答弁を求めます。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 根本一良君。

○市民部長（根本一良君）

それでは、新旧対照表で他書類の提出（不服申し立てに関するものを除く）を他書類の提出（審査請求に関するものを除く）とあるが、この意味を問うということでお答えいたします。

行政不服審査法の全部を改正する法律が、平成28年4月1日施行されることに伴い、税条例の一部を改正する必要が生じ、専決したものでございます。行政不服審査法に基づき、市税条例において、これまで不服申し立て制度として異議申し立て及び審査請求の手続がありましたが、法

改正に伴い、不服申し立て手続が審査請求に一元化されたことにより、条例を改正したものでございます。市税に関する不服申し立てにつきましては、改正前において弁論、反論及び口頭陳述が行われており、今後も同様に対応するものでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それでは、2つ目が、納税証明書の交付手数料、固定資産税の課税台帳の閲覧の手数料、固定資産課税台帳に記されている事項の証明書の交付手数料の徴収についてであります。

これも、新旧対照表を見ました。この中で、行政庁が賦課した税を確認申請するもので、本来は手数料を払う必要がないというふうに思うんですが、改正前は手数料が200円とあります。改正後には、この手数料の金額が記されていないんです。説明をいただけますか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 根本一良君。

○市民部長（根本一良君）

お答えいたします。

これまで、市税条例18条の4において納税証明書の交付手数料を、また73条の2において固定資産課税台帳の閲覧手数料を、また73条の3において固定資産課税台帳に記されている事項の証明書の交付手数料を1通につき、あるいは1回につき200円徴収することで定めておりましたが、市手数料条例にも税の証明書に関する手数料として同様の記述があったため、市税条例においてかすみがうら市手数料条例で定めるところによりと改正し、整備したものでございます。

なお、平成27年9月市議会第3回定例会において、かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例案が可決されたことにより、税の証明に関する交付手数料等は、各種証明書と同様300円となっております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

300円に引き上がるということなんですね。

それから、専決処分の承認第4号であります。

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の中ではありますが、これは国民健康保険税の課税限度額及び所得の少ない被保険者に対して課税する保険税の算定に係る見直しを図るものだと思います。この中にも書いてありますが、基礎課税の限度額を52万から54万、後期高齢者支援金分を17万から19万ということで、これは69万から73万になるわけですね。4万円が追加されるということになると思うんですが、そういう意味では、この対象枠がふえるということになる。一方では、5割軽減、2割軽減の対象の方がふえるということになりますが、具体的にどのくらいの対象人数と負担額になるのか、説明をいただけますか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 根本一良君。

○市民部長（根本一良君）

それでは、国保税の改正に伴う影響等についてご説明いたします。

まず、国保税の医療分でございますけれども、52万から54万に改正するというところでございます。平成27年度データにおいて、課税限度額の52万円の世帯は149世帯ありましたが、課税限度額を54万円にすることによって、141世帯が課税限度額の54万円となり、残りの8世帯は52万円から54万円の間の課税額となり、総額で232万4500円の課税増額となる見込みでございます。

次に、後期高齢者支援金課税等につきましては17万から19万ということで、平成27年度データにおいて、課税限度額の17万円の世帯は150世帯ありますが、課税限度額を19万円にすることによって、129世帯が課税限度額の19万円となり、残り21世帯は17万円から19万円の間の課税額となり、総額で257万5500円の課税増額となる見込みでございます。

以上、介護分の減となる6万3500円を含めての合計で483万6500円の増額となります。また、今回の介護分は変更がありませんでしたので、あわせてご報告いたします。

また、国民健康保険税の低所得者に係る保険税軽減措置についての影響についてご説明いたします。

7割、5割、2割というような基準がございますけれども、7割の基準額33万円については変わりがないので、5割と2割の軽減に対してご説明いたします。

平成27年度データにおいて、5割軽減世帯は878世帯ありますが、軽減基準額を算出する被保険者数に乗ずる金額を26万から26万5000円に改めることによって、5割軽減世帯は890世帯となり、総額55万7625円の課税減となり、2割軽減世帯は797世帯ありますが、軽減基準額を算出する被保険者に乗ずる金額を47万から48万円に改めることによって、2割軽減世帯は815世帯となり、総額31万6550円の課税減額となる見込みです。

平成27年度は、7割軽減が1,639世帯、被保険者数で2,341人、平成28年度が、5割軽減で890世帯、被保険者は1,802人でございます。2割軽減では、815世帯で被保険者が1,712人ということでございます。影響額としては、87万4175円の減額となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

なかなか書き取れないので、後でデータを出していただきたいと思いますが、簡単に言うと、いわゆる課税をふやした分は、限度額をふやした分はかなり大きな金額になるけれども、低所得者対策のほうの5割、2割については、大した金額ではないということがわかったのかなというふうに思います。

それで、お尋ねしますが、地方税法は枠法と言われておりまして、標準課税率や限度額を決めております。その限度額を超えなければ、問題はないわけでありまして。条例改正は、必ずしも実施しなければならないというものではない。そういう意味で、限度額の4万の引き上げは、ますます高額な負担に被保険者を追いやるものだというふうに思います。そういう点では、被保険者

同士のやりくりでは限界があるというふうには私は思っているんですが、市長は今回の課税限度額の引き上げについてどのように考えていらっしゃるか、見解を述べていただきたいと思います。

**○議長（藤井裕一君）**

市民部長 根本一良君。

[「市長に言っているんだよ、市民部長はいいよ、市長に答えを求めるよ  
うにちゃんと言っているんだよ、市長だよ、市民部長はいい、市長です」  
と呼ぶ者あり]

**○議長（藤井裕一君）**

佐藤議員に申し上げます。

地方自治法第104条を根拠とする議長の議事整理権によりまして、市民部長に承認4号の議案質疑に対する答弁者と指名をいたしました。

市民部長 根本一良君。

**○市民部長（根本一良君）**

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

佐藤議員のご指摘のとおり、地方税法とまた地方税法施行令においては、限度額というような表記、またはその額を超えることはできないというような形で、そのうちであれば法には適用するというような解釈になろうかと思えます。

ただ、個人的に市民部長の見解といいましては、実際のところ県内を見渡しましても限度額を採用しているところが全てでございますので、その状況のほうをご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

**○議長（藤井裕一君）**

11番 佐藤文雄君。

**○11番（佐藤文雄君）**

議長、そういうふうには越権行為をやってはだめだよ。市長に求めているんだから、市長の見解をきちっとただすために私は議案質疑を出しているわけですから。非常に国保税の問題は大きいんですよ。一人一人の賦課限度額のほうがどんどん上がっているという事実があるから、市長どうなんですかというふうに求めているんですよ。2回目の質疑はありませんから、次に行きます。

議案第40号のほう、これは平成28年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）にかかわるものでございます。

美並小学校の施設統合環境整備事業に係る特定財源の過充当等に伴う繰上償還についてということですね。これは、茨城新聞の6月4日号に記事が掲載されておりました。非常に一般の市民にとってはよくわからない、私自身も十分に理解ができていないんです。そういう意味では、これまでも美並小学校の施設整備の問題では、鉄筋不足だとか、それは鉄筋不足に加えて照明の器具の違いだとか、それからコンクリート不足の問題だとか、ずっと一連で問題が出ているんですよ。そうしたら、今度これまた問題点が出たわけでしょう、この繰上償還をしなくてはいけない。これに対して、わかりやすく具体的に説明をしていただきたい。

それとまず、具体的な説明と同時に責任の所在ですね。時系列で見たときに、県教育庁の財務課と協議しているんですね。そういう意味では、県や国の責任というのにもかかわってくると思

ますので、責任の所在についてまずお答え願いたい。

それから、今後の対策、そして連続する設計ミスとあわせて、これも問題ですので、市長の見解をお伺いいたします。

以上。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、議案第40号、かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）でご提案をしました市債の償還についてでございます。

先般の全員協議会でもご説明をしたとおり、この地方債の過充当に至った原因としては、学校施設環境改善交付金補助基準の認識誤りに起因をしております。また、その発見をする際のおくれと、政策経営課が担当する地方債の申請手続に必要な情報の共有と連携ができていなかったということを考えてございます。同時要因につきましては、議員各位から建築設計等においてもさまざまなご意見、ご指摘があり、加えて今回のような事態が起きたということは、決してあってはならないというふうに受けとめております。

今後の対策としましては、事業計画や事業費などのチェック体制も前年踏襲という名の考え方を改め、精度の高い事務を遂行するよう、財政の担当にも指示をしたところでもございます。また、各担当部署には、事務執行体制の再確認と事業における財源の十分な認識、補助基準の十分な理解と内容の徹底した精査について、注意喚起をしております。そういったことを直ちに組みながら、今後の再発防止策について徹底をするということでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

[「市長の答弁は」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

先ほども申しましたとおり、地方自治法第104条を根拠といたしまして、議長の議事整理権により、市長公室長を議案第40号の議案質疑に対する答弁者に指名をいたしました。

[「議長、今具体的な説明等を求めているので、全協の話をしてもしようがないんですよ、具体的にどうなのかというふうに、市民がわかるようにしてくださいよ、そのために本会議があるんです。よろしく願います」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で各議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

承認第2号ないし承認第5号及び議案第37号ないし議案第42号の10件は、議長を除く全議員で構成する平成28年第2回定例会議案審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

ただいま設置されました平成28年第2回定例会議案審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く15名の議員を指名いたします。

それでは、直ちに委員会を全員協議会室にて開き、正副委員長の互選を行ってください。  
暫時休憩します。

休 憩 午前11時13分

---

再 開 午前11時31分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に平成28年第2回定例会議案審査特別委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が手元にまいりましたので、報告いたします。

委員長に田谷文子君、副委員長に櫻井繁行君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

---

日程第 3 議案第43号 市道路線の認定について

○議長（藤井裕一君）

日程第3、議案第43号 市道路線の認定についてを議題といたします。

本案に対する質疑通告はありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第43号は、所管の産業建設委員会に付託をいたします。

---

日程第 4 請願第2号 市立さくら保育所の維持・継続を求める請願書

○議長（藤井裕一君）

日程第4、請願第2号 市立さくら保育所の維持・継続を求める請願書を議題といたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております請願第2号は、会議規則第141条第2項の規定により、平成28年第2回定例会議案審査特別委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

○議長（藤井裕一君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りをいたします。

委員会の審査及び議案等の調査研究のため、明日6月7日から15日までの9日間を休会といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

次回は、6月16日定刻より各案件に対する委員長報告、討論、採決等を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午前11時34分